

日本国際地図学会機関誌「地図」投稿規程

平成20年7月17日改正

「地図」(Journal of the Japan Cartographers Association) は、日本国際地図学会(以下「本学会」という。)の機関誌で、原則として年4回発行する。「地図」は、学会会則第4条に示される本学会の目的、すなわち「地図学に関する研究の連絡、提携を図ることにより、地図学の理論の構築と普及および地図・空間情報などに関する技術の向上に資するとともに、これらの応用および地図教育などの発展に寄与し、もって地図学の発達、普及を推進すること」にふさわしい論文等のほか、学会員に対する情報提供のための記事を掲載するものであり、地図学におけるわが国の代表的な学術誌となるものである。

この実現のため、編集委員会は、以下の規定にもとづき、「地図」に対する論文等の投稿を募集する。

1. 投稿原稿の条件

「地図」に掲載される投稿原稿は、上記の趣旨にふさわしい内容を備えていると編集委員会が認めたものとする。

2. 著者の資格

投稿原稿の著者は本学会の普通会員、学生会員、特別会員(特別会員である団体に所属する者)及び名誉会員とする。複数連名で投稿する場合は、そのうちの少なくとも1名が本学会の会員でなければならない。ただし、編集委員会が投稿を依頼した原稿についてはこの限りではない。

3. 投稿原稿の種類および長さ

投稿を受け付ける原稿の種類および長さは、次のとおりとする。指定した長さを超える原稿の掲載は、編集委員会が特に認めた場合に限る。

- 1) 総説・展望: ある主題について、これまでの知識を集大成し、あるいはこれまでの研究成果を分析し、その歴史、研究の現状、将来の展望などについて総括的にまとめたもの。刷り上がり16ページ以内。
- 2) 論説: 地図学及びその関連分野の未発表の研究成果であって、地図学の発達、普及を促進するもの。刷り上がり16ページ以内。
- 3) 短報: 論説または総説・展望になりうる研究成果の速報や、新技術などの紹介。刷り上がり8ページ以内。

- 4) 資料: 地図に関するデータ集、史料の紹介、技術解説など資料的に価値があり本学会会員の参考となるもの。刷り上がり8ページ以内(本学会の専門部会の報告等で編集委員会が認めたものはこの限りではない)。
- 5) 討論: 「地図」に掲載された上記1)~4)の原稿に対する批判、反論など。刷り上がり6ページ以内。
- 6) 書評・紹介: 書籍その他の文献、地図(電子ファイル形式のものを含む)、空間表現に関するソフトウェア等の紹介、批評。著者・作成者自身や関係者による紹介であっても、「地図」にふさわしく書かれたものであればかまわない。刷り上がり2ページ以内。
- 7) ニュース: 地図に関連のある事項についての最近の話題、学・官・業界の動向その他の情報。刷り上がり2ページ以内。
- 8) 随想・意見: 地図に関連することがらについての考え等を自由に述べたもの。刷り上がり4ページ以内。
- 9) その他、特集号における巻頭言、総会・定期大会等における特別講演要旨など、編集委員会が必要と認めたもの。長さは編集委員会がそのつど指定する。

4. 既発表著作物との関係

投稿原稿は、未発表のものに限る。ただし、既発表の著作物と内容的に重複するものであっても、「地図」にふさわしく書き直されたものは投稿可能とする。また、「ニュース」の場合は、既発表のものと同いであってもかまわない。

5. 英文・和文要旨、キーワード等

和文の原稿を投稿する場合、総説・展望および論説には、英文の表題、著者名および要旨を添える。短報、資料、討論および随想・意見には英文の表題および著者名を添え、できれば要旨も添える。また、ともに、原稿中の図・表・写真の標題にも英文を添えることが望ましい。

和文以外の言語で書かれた原稿には、和文の標題および要旨を添えることとするほか、その他の取扱いについては、そのつど編集委員会が定める。

総説・展望、論説、短報、資料および討論には、キーワードをつける。

6．投稿原稿の書き方

投稿原稿は、編集委員会が定める「投稿原稿執筆の手引き」に従ったものでなければならない。

他の著作物から複製・転載するものが含まれている場合、著作権に係わる問題や法令上の手続きは、著者自身があらかじめ処理しておく。

7．投稿の方法

著者は、原則として、下記のことを本学会事務局へ提出することによって投稿する。電子媒体の提出については、電子メールの添付ファイル等による提出も可とするが、データ容量等について事前に事務局に連絡をとり、事務局がデータを確実に受け取ることができることを確認すること。

- 1) 別記様式の送付状（電子媒体でも可）
- 2) 次の 及び 。ただし図、表、写真等を含まない原稿については を提出しなくてもよい。

原稿の文章部分並びに図、表、写真等の一点ごとのファイルを収録した電子媒体。

おおよその刷り上がりを想定してレイアウトした電子ファイル。ページの基本的設定は24字・44行・2段組としてレイアウトすること。

図、写真等の画像データはできるだけ解像度の高いものを提出することとし、編集委員会からデータ形式の変換等の要請があったときは、著者はすみやかに提出すること。

投稿原稿送付先

〒153-8522 東京都目黒区青葉台4丁目9-6
財団法人日本地図センター内 日本国際地図学会事務局
電子メール：gakkai@jmc.or.jp

8．投稿原稿の審査および採否の決定

編集委員会は、投稿された原稿がこの規程に沿ったものであるか否かを審査し、掲載の可否を決定する。その際、総説・展望、論説および討論の原稿については、審査の参考のため、原則として2名以上の査読者に査読を依頼する。その他の原稿については、必要と判断される場合は1名以上の査読者に査読を依頼する。

編集委員会は、採否を決定する前に、著者に対し、査読者の意見その他の理由を明示し、期限を定めて原稿の修正を求めることができる。また、編集委員会は、かな使いなど軽微な点について、原稿を修正することができる。

掲載が決定された原稿のうち総説・展望、論説、短報、資料および討論には、投稿の受け付け年月日（原稿が事務局に到着した日）および受理年月日（掲載が決定された日）を明示する。書評・紹介、ニュースおよび随想・意見については、受理年月日を明示する。

編集委員会は、掲載不可と決定した原稿については、その理由を明らかにした文書を著者に送る。

9．掲載順序

掲載が決定された原稿の掲載順序は、特集号を除き、原則として3．に示す原稿の種類順およびその受理の順とする。ただし9)の原稿についてはその限りではない。

10．掲載原稿の体裁

掲載が決定した原稿の印刷の体裁は、編集委員会が決める。編集委員会の判断により、7 で提出されたレイアウト通りとはならない場合もあることに留意すること。図、表、写真等の大きさ、配置等に関して特に指定が必要な場合には、原稿にその旨を明確に示すこと。カラーで提出された図、写真等は提出されたデータを用いてそのままカラー印刷するが、7 とは厳密には色が一致しない場合がある。アート紙の使用などについては、著者の申し出があり、編集委員会が特に認めた場合に限り認められる。

11．校正

初校は著者が行う。その際、原則として原稿の内容の追加・修正を行うことはできない。著者校正は速やかに行う。編集委員会が定めた期限までに校正稿が返却されない場合は、著者校正を省略する。

再校は、初校時の指摘箇所のみを対象とし、編集委員会が行う。

12．原稿の返却

掲載された原稿（電子媒体及び出力）は、特に著者より返却の申し出があった場合を除いて返却しない。

13．別刷

総説・展望、論説、短報、資料、討論および随想・意見については、著者は、著者用の別刷の作成を印刷業者に依頼することができる。

14．著作権

「地図」に掲載された記事のすべての著作権は、本学

会に最終原稿が投稿された時点から原則として本学会に帰属する。ただし、他の法令の規定等により著作権を譲渡できないなどの場合には、著者は投稿時にその旨文書で申し出るものとし、その場合の著作権の扱いは著者と本学会が協議する。

15．著者の権利

「地図」に掲載された記事を著者自身が利用することに対し、本学会はこれに異議を申し立て、もしくは妨げることを行わない。

16．紛争処理

本学会に投稿された記事が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせ、もしくはそのおそれが生じた場合は、当該記事の著者が一切の責任を負う。

17．著者の費用負担

次の場合（編集委員会の依頼による場合を除く）の費用は、著者が負担する。その金額は、1)については著者が本学会に納付し、それ以外については印刷時点での実費額を著者が印刷業者等に直接支払うものとする。

- 1) 3 .に定める長さを超える原稿を特に掲載する場合、超過分1ページごとに2万円。
- 2) アート紙の使用など、通常の印刷形態と異なる方法を用いる費用。
- 3) 本文、図、表、写真等について手書きの原稿、印画等を提出する場合、その電子ファイル化の費用。
- 4) 校正段階での原稿の追加・修正のために生じた印刷費の増加分その他の費用。

5) 別刷作成費用。

18．添付地図

原則として、毎号の「地図」には、「添付地図」として紙の地図または地図に関連する電子ファイルをCD-ROM等の電子媒体に収録したものを添付する。本学会の会員は、これにふさわしいと思われるものまたはその概要がわかるものおよびその趣旨を説明する文書(200字程度)を編集委員会に提出し、添付地図の提案をすることができる。

添付地図の採否は編集委員会が決定する。

「地図」の当該添付地図を添付する号には、添付地図の目的、内容、作成方法、特徴などを説明したり、評価したりする総説・展望、論説、短報または資料を掲載する。これは、上記の提案者または編集委員会が依頼する者が執筆するものとする。

経費節減のため、当該地図等の作成時に同時に「地図」添付地図分の作成も行えることが望ましい。このため、添付地図の提案者は、提案の時期を逸しないように努めるものとする。

付 則

- 1．この規程の改正は、常任委員会の同意を得て行う。
- 2．この規程は、平成21年1月1日から実施する。なお、実施の日以前に投稿されていた原稿についての扱いは、従前の例による。